平成２４年（フ）第１０３号
青森市橋本３丁目15番７号　畠山アパート２号
債務者　猪股　規子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
青森市合浦１丁目10番４号　レジデンス明日香203号
債務者　野藤　視史
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
青森市けやき２丁目７番Ｂ―1104号
債務者　泉　リヨウ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免825番地、旧住所長崎県佐世保市大潟町130番地８　村島方
債務者　川久保典子（旧姓村島）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
釧路市春採３丁目５番12号
債務者　青山真由美（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後３時
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
釧路市愛国東２丁目11番2106号
債務者　高橋　和枝（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０３号
釧路市美原１丁目43番117号
債務者　池田いね子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
釧路市寿２丁目６番６号
債務者　高西　則幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
岡山市南区当新田339番地４
債務者　田中　孝志
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４９号
岡山市中区平井３丁目585番地４　ピアブルークレスト203、旧住所岡山市中区倉田649番地12　加藤孝行方
債務者　井上　信明
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３号
岡山市北区磨屋町８番９号　湯浅ビル202、旧住所岡山市北区中央町１番12号　三野ビル北館３Ｆ
債務者　田中由起子（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９号
岡山市中区国府市場49番地１、旧住所岡山市中区国府市場53番地１　103
債務者　山西　由子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９７６号
東京都豊島区高田２丁目７―２―619
債務者　三浦　道子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７５号
東京都葛飾区新宿５丁目26―18
債務者　武　　真澄（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７７号
東京都葛飾区新宿４丁目26―７―401
債務者　藤谷　　保
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７８号
東京都練馬区大泉学園町２丁目30―11―203
債務者　北澤　　匠
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部